

古丹別小学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 11 月改定

令和 3 年 1 月改訂

令和 7 年 1 月改訂



苫前町立古丹別小学校

【目次】

はじめに

I いじめの基本的な考え方

1 いじめとは

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

- (1) 教育委員会・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
- (2) 対応の視点
- (3) 学校における基本姿勢

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ防止対策委員会」の設置
- (2) 豊かな心を育む教育の推進
- (3) 生活指導・教育相談体制の充実・強化

II いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

- (1) 生活指導・教育相談の充実・強化
- (2) すべての学校教育活動を通じた取組
- (3) 「いじめ防止等対策委員会」による組織的取組
- (4) 家庭・地域との連携

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

- (1) 早期発見のために学校がとるべき体制
- (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
- (3) 家庭・地域との連携

3 早期対応【現に起こっているいじめの対応】

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
- (2) 対応する上での留意点
- (3) インターネットやスマホ等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
- (4) 教育相談の在り方
- (5) 保護者との連携
- (6) 地域・関係機関との連携

4 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

- (1) 重大事態の判断について
- (2) 重大事態への対応

おわりに

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

古丹別小学校においては、これまでも「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない行為」という認識であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分理解の上、毎日の健康観察、生活指導の徹底、教育相談の充実等、その防止と対策にあたってきたところです。

平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、それに伴い、道の「北海道いじめ防止基本方針」（平成30年2月）も改定されました。

本校は、改めて児童の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定し、令和3年1月に「古丹別小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を改訂しました。

その後、令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」（「道基本方針」という。）が改定されたことを受け、道基本方針を踏まえた学校基本方針となるよう見直しを図ることとしました。

学校基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や、国・道・苫前町の基本方針を参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、教育委員会と連携し、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものです。

I いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

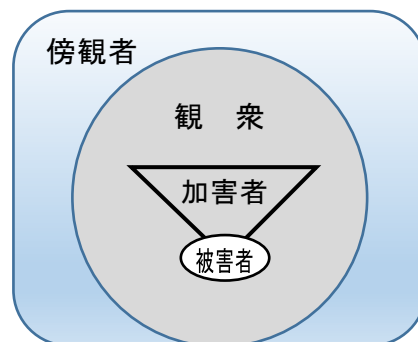
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」であり、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、起こった場所は、学校の内外を問わない。

＊この定義付けは、「北海道いじめの防止等に関する条例」の引用である。

※ なお、いじめの定義の詳細やいじめの内容、要因、いじめの解消等の詳細は、「町基本方針」に詳しく説明されているため、そちらを参照のこと。

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識が重要である。
 - ・ いじめを行った児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している場合もある。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けた児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじめを行っている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。



(3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 町教委・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、町教委・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(2) 対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・未然防止【いじめの予防】
 - ・早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ・早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

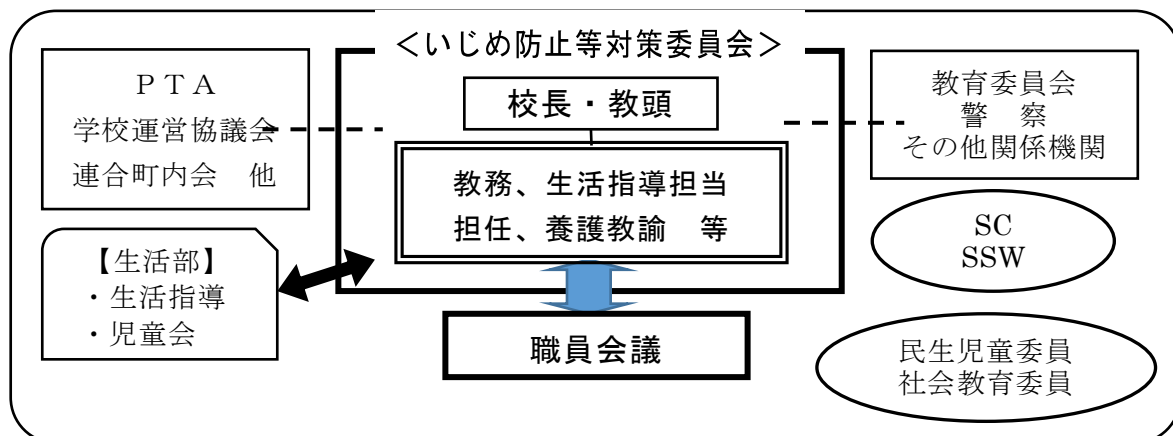
(3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であるので、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 「現にいじめがあるのではないかと」の危機意識をもちながら、「いやな思い(いじめ)アンケート」等により積極的に認知し、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知した場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 「古丹別小学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ防止等対策委員会」の設置

- 本校は、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」を策定することとし、学校だよりや学校ホームページ等を活用して、広く周知を図ることとする。
- 本校は、下記のとおり「いじめ防止等対策委員会」を置き、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証を行い、より実効性のある取組となるように改善を図る。



（２）豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組

児童一人一人の夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して児童が心を開き、心を磨き、伝え合うことのできる道徳教育を充実させる。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を実施する。

○ いじめ防止に関わる取組

生活部生活指導係では、年間２回教育相談を実施し、児童の自己肯定感や自己有用感が育まれるような取組を実施するとともに、児童会係では、児童会が主催するいじめ防止に関連した自主的な活動を展開し、「楽しい学校⇄安心・安全な学校⇄いじめ防止」を目指した活動を実施する。

（３）生活指導・教育相談体制の充実・強化

○ 職員が児童と向き合うことのできる体制（時間の確保）を整備する。

教職員が児童と向き合う時間を確保するため、全教職員が学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。

○ 関係機関との緊密連携の推進

学校運営協議会委員、民生児童委員、社会教育委員、人権擁護委員等の外部専門家及び教育委員会、警察、町福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

○ 校種間連携の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、苫前町研究協議会を核として小小・小中連携の促進に一層努めることとする。

Ⅱ いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生活指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生活指導の推進が大切である。
 - ア 教職員の資質能力の向上
 - ・積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
 - ・教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
 - イ 生活部会のもち方や教職員への情報提供
 - ・問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
 - ・各分掌・各学年と情報共有を図りながら、生活部会を定期的を開催するとともに、適宜、全教職員へ情報提供を行う。
 - ウ 教育相談体制の確立
 - ・すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。本校においては、教育相談週間を設けて実施する。
 - エ 児童の行動観察
 - ・給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、クラブ活動等、できるだけ児童とふれあう機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
 - オ 児童の心の理解
 - ・ノートや生活アンケート、相談カード（健康調査）等を通して、児童の心を理解するよう努める。
 - カ 家庭・地域社会との連携
 - ・開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。

(2) すべての学校教育活動を通じた取組

- 児童の自治的な児童会、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成する。
- 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。
 - ア 各教科・総合的な学習の時間
 - ・児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
 - ・教員は授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業づくりを行う。
 - ・認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりに努める。
 - イ 特別の教科 道徳
 - ・道徳の授業で「いじめ」に関わる題材を扱う場合、学校や学級の実態に配慮する。
 - ・道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度を育成するよう支援する。

- ・いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする場とする。
- ・いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていく。

ウ 特別活動等

- ・学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、一層主体的に取り組めるような場の設定をする。
- ・他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範の醸成に努める。

(3) 「いじめ防止等対策委員会」による組織的取組

- 「いじめ防止等対策委員会」を活用し、いじめの防止等の取組について、日常的に評価・検証していく。
- 素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりを実現する。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう位置付ける。
- 学校運営協議会委員などをメンバーに加えるなど、必要に応じて「拡大いじめ防止等対策委員会」を設置し、学校の現状や取組について協議する。

(4) 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る姿勢が重要である。
- さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくことが必要である。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校が誠意のある対応を行うことが必要である。

ア 家庭との連携

- ・日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組むことが必要である。

イ 地域社会との連携

- ・日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供することが大切である。
- ・PTAはもとより、学校運営協議会、連合町内会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むようにする。
- ・日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 早期発見のために学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多いので、全教職員が連携・協力して指導を行う。
 - ・学級担任だけでなく、養護教諭や栄養教諭、生活指導担当や学校教育支援員、スクールカウンセラー（以下ＳＣ）等、関係する全ての教職員が連携を密にし、連携体制を確立し、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
 - ・学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
 - ・養護教諭や特別支援教育コーディネーターを生活指導に関する校内組織に加え、校務分掌上適切に位置付け、ＳＣ等の専門家と緊密な連携を図る。
 - ・校内いじめ対応組織の構成員については、既存の「生活部会」等の組織を活用して、いじめ防止等について実効的に対応できる組織とする。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 何よりも大切なことは、児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめを受けた児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが肝要である。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
 - ・日常の行動観察や日記、生活アンケートや子ども理解支援ツール等、客観的データにより、内面の変化をとらえる。
 - ・いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・個別の教育相談を実施するに当たっては、他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・学校評価等を活用し、保護者の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
 - ・地域にある広場や児童がよく立ち寄る場所については、地域の団体と連携して組織的な巡回指導等を行う。
 - ・地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 教育委員会と連携を取り、迅速・的確かつ組織的な対応を実施する。
- いじめ対策組織に、必要に応じてＳＣ等の専門家の活用も想定し、早期解決に資する取組をより効果的に実施する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ対策会議」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・ いじめを受けた児童への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめを行った児童への対応…複数の教職員（生活指導係を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
 - ・ いじめを受けた児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめを行った児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生活指導担当等の複数で対応する。
 - ・ ＰＴＡ等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生活指導担当が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめを受けた児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめを行った児童への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童からも事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。

○ いじめのアフターケア

- ・一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。
- ・関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応が不可欠である。

(3) インターネットやスマホを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャットやゲーム等や SNS 上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様である。
- いじめを受けた児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認することが重要である。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える必要がある。

(4) 教育相談の在り方

- いじめを受けた児童の心のケア、いじめを行った児童の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実を図っていく。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有する S C と連携を充実していく。
- いじめを行った児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けた民生児童委員による保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・いじめを受けた児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・いじめを行った児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。また、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導も配慮しながら実施していく。

(5) 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的に S C 等を活用する。
 - ・特に、いじめを行った児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、民生児童委員などを活用した支援を検討する。
 - ・解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」を明確にし、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に向け、地域からの積極的な協力を得る。
 - ・いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
 - ・いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う必要がある。

- ・平素から所轄の駐在所と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

4 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて町長へ、報告する。
- いじめを受けた児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。
- いじめを受けた児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応をする。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していく。
- 適切に関係機関との連携を図る。

おわりに

本校では、平成25年に国が制定した「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、その年の12月25日からの運用で、「苫前町立古丹別小学校 いじめ防止基本方針」をA4版1枚にコンパクトにまとめたものを定めていました。

構成は、

- 1 いじめ防止の取組
- 2 いじめの早期発見や早期対応に関する取組
- 3 生活指導体制や教育相談体制の確立
- 4 校内研修
- 5 地域や保護者との連携 の項立てで、簡潔に作成されていました。

本校では、友達同士の関係の中で些細なことを「いじめ」ととらえて教員や保護者が間に入り、お互いの誤解を解くようなことは、これまでも多々あったに違いないと思われます。

「はじめに」にもあるように、「北海道いじめ防止基本方針」の改定を機に、改めて本校の「いじめ防止基本方針」について検討し、いじめの未然防止を最重点に、すなわち、いじめのない学校づくりを目指し、平成30年11月に基本方針を策定しました。

また、これまで学校が取り組んできている様々な活動を、いじめの未然防止という観点でとらえ直し、

①「居場所づくり」・②「絆づくり」・③「環境づくり」を横軸に、

ア「各教科や学級活動との関連を図ったプログラム」

イ「児童会活動や学校行事との関連を図ったプログラム」

ウ「社会教育と連携した体験活動との関連を図ったプログラム」

エ「道徳・人権・情報モラル教育との関連を図ったプログラム」を縦軸に、

活動をマトリクスにして、「いじめ未然防止プログラム」にまとめました。

いじめ未然防止のために特別なことをするのではなく、今まで取り組んでいる活動をいじめ未然防止策として認識を新たに取り組むことで、十分に対応可能であると考えます。

また、令和2年11月に「苫前町いじめ防止基本方針」が策定され、町の取組と学校の取組がより一層明確になりました。さらに、令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」が改定され、これまで以上に、アンテナを常にそして高く張るとともに、いじめの「ある・なし」にこだわるのではなく、いじめを積極的に認知し、「発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交流関係で生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む」(町基本方針～基本理念より) 学校づくりを目指していきます。